

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2022年3月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

早春の候、皆さまいかがお過ごしでしょうか。寒かった冬から早く抜け出したい、と言わんばかりに我が家の梅の木は早々と開花し、春の訪れを祝っています。

さて、前号より認知症のことについて触れさせていただいています。成年後見制度が始まった 2000 年当時は、認知症などを発症しているケースではご本人の能力はなきものとする風潮があったと記憶しています。当時は法定後見の中で最も重い類型の「後見」で審判が出ることがほとんどで、「保佐」や「補助」の審判は今と比べるとかなり少なかったように思います。制度発足当時はご本人に能力がないからどうやって保護するか、という観点で成年後見制度は運用されていたと思います。ところが最近ではご本人の能力をいかに活用するか、というスタンスに変わったことでパラダイムシフトが起こり、「保佐」や「補助」の審判の割合が増えています。能力がないという前提が、能力があるという前提に変わったのです。

私も認知症の方に関するご相談をお受けする際は、「保佐」や「補助」の審判の可能性を想定しながら相談者に向き合うよう心がけています。

IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識

2月号に記載した『成年後見制度を利用するかどうかについて、本人の判断能力がどの程度かを知る』

①本人の判断能力に関する相談者の説明をうのみにしてはいけません②「物忘れはあるけれど、話は通じます」は危険です③恥ずかしいから知られたくない の続きのお話です。



IKUKO

記憶には、《記録》、《保持》、《想起》という過程があります。《記録》の過程で情報や操作などを記憶として覚え込み、《保持》で記憶を保ち、《想起》で記憶を呼び起こします。それぞれの過程は、不連続のように思われますが、《保持》の過程に長短が記憶によって見られるものの、《保持》をはさんで記憶するための《記録》と記憶を活用する《想起》が行われなければ、記憶としては成立しない事は明らかです。つまり、ひとつの記憶には、3つの過程が連なっていると考えることが出来ます。

④ 記憶障害に関する法則

認知症では、初期から記憶障害が見られます。認知症の記憶障害では次の3つの特徴があります。ア、記録力低下（ひどい物忘れ）★話したり、聞いたり、行ったりしたことなど体験したことをすぐに思い出す力を「記録力＝きめいりよく」といいます。記録力の低下とは、新しく覚えたことを覚えておくことができなくなってしまう記憶障害のことを言います。認知症が始まると、最初にこの力が衰え、ひどい物忘れが始まります。

イ、全体記憶の障害★『出来事の全体をごっそり忘れてしまうこと』を言います。認知症が始まると、自分が体験した出来事全体を忘れてしまうようになります。

ウ、記憶の逆行性喪失★蓄積されたこれまでの記憶が、現在から過去に遡って失われていく現象を言います。その方にとっての現在は、最後に残っている記憶の時点ということになります。

※脳血管性認知症の場合、思いもよらないスピードで記憶障害が進行することもありますので、本人の心身の状況については適宜確認する必要があります※



◆アルツハイマー病など、認知症の治療法や予防法の開発につなげる研究では様々な取り組みがニュースになっています。認知症のひとつ、アルツハイマー病は症状が出る 10 年以上前から異常なタンパク質が脳のなかにたまることが原因、とされています。そのため、できるだけ早期治療を始めることが必要と考えられています。◆ある研究機関では、研究協力者の登録を呼びかけ事前に登録するシステムを作り、これまでに 50 歳～85 歳まで健康な 7500 人ほどが登録を済ませました。このうち 78 人について、精密検査の結果、認知症は発症していないものの、異常なタンパク質がたまりはじめていく恐れがあることが分かったそうです。治療薬の早期開発を願い研究に期待したいです。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました!!
どうぞよろしく☆

